



2017年5月27日13時30分から16時30分に  
エルおおさか南ホールで、2017年度 認定NPO大阪  
精神医療人権センター総会・記念講演会を開催しました。  
200名の方のご参加がありました。

総会では、以下の第1号議案から第4号議案までが承認  
されましたので、ご報告させていただきます。各議案の詳  
細は当センターのウェブサイトでも確認できますが、本  
ニュースでは、その概要をお伝えします。

なお、定員200名の会場を準備しましたが、2017  
年5月15日時点において、200名を超える参加申込が  
あり、定員に達してしまったため、お申込を終了させてい  
ただきました。ご参加を検討いただいていた方々には大変  
申し訳ございませんでした。

## 2016年度 事業報告書承認の件 (第1号議案)

### 事業の概要



#### 当センターの活動

- ① 精神科病院に入院する方々への  
個別相談(手紙、電話及び面会)
- ② 精神科病院への訪問活動
- ③ 精神医療・精神保健福祉に関する  
政策提言活動



### 声をきく 入院者への個別相談(手紙、電話及び面会)



当センターの活動には匿名で参加することもできます。

#### <電話又は投書による相談の件数>

	2016年度
①電話	830件
②手紙	36件
③FAX	2件
④メール	4件
合計	872件

#### <面会の回数・病院数・相談者数>

	2016年度	2015年度	2014年度
面会回数	29回	12回	5回
病院数	12病院	10病院	4病院
相談者数	38名 (新規16名)	13名	5名

相談内容は、「退院したい」「退院させたい」、「面会に来てほし  
い」、「医師の対応が冷たい」、「職員から言葉の暴力を受けた」、「薬  
の内容に不安、詳しい説明が欲しい」、「小遣いがもてない」。どの  
ように管理されているかわからない」、「散歩・外出が自由にでき  
ない」、「治療内容の説明がほしい」、「職員から暴力を受けた」等

面会での相談内容の多くは、「退院したい」という  
内容でした。面会活動の件数は年々増えています。

※個別相談活動の維持及び充実のために、2016年9月に個別相  
談ボランティア養成講座を開催しました。講座には14名の方々が  
参加し、5名が新たに個別相談に参加して下さっています。



## 扉をひらく 療養環境サポーター活動での病院訪問活動



訪問年月日 (2016年～2017年)	医療機関名
4月	汐の宮温泉病院
6月	大阪赤十字病院
6月	藍野病院
7月	金岡中央病院
8月	木島病院
9月	関西医科大学総合医療センター
10月	紀泉病院
11月	和泉中央病院
12月	美原病院
1月	楓ころのホスピタル
2月	小阪病院
3月	浜寺病院

療養環境サポーター制度（大阪府精神科医療機関療養環境検討協議会事業）に基づく病院訪問活動に2016年度も積極的に参加し、12病院の訪問を実現しました（1か月に1回ペース）。

また、2か月に1回開催される大阪府精神科医療機関療養環境検討協議会には当センターからも委員として参加し、病院訪問報告と療養環境の改善に向けて意見を述べました。

**扉よひらけ⑦**  
大阪精神科病院事情ありのまま 2015  
A4サイズ/210ページ  
**2,000円**



## 社会をかえる 精神医療及び精神保健福祉に関する政策提言活動

- 2016年5月28日、当センターの総会・記念講演会の参加者一同において、精神保健福祉法の定める精神障害を理由とする強制入院制度を根本から見直すとともに、入院者の権利行使を支援する制度を早急に創ることを求める旨の声明を発表しました。
- 2016年7月26日に相模原市の障害者施設で発生した殺傷事件に関し、報道機関に対し精神障害者に対する偏見の助長、拡大が危惧されたため、要望書を提出するとともに、厚生労働大臣に対し措置入院制度の運用のあり方について見直しのための有識者会議の設置及び精神障害者に対する監視と管理を強化する方向の中間取りまとめに対する反対意見を提出しました。
- 2017年2月28日、政府は相模原障害者殺傷事件を受け、精神保健福祉法の改正法案を閣議決定しました。同法案は、措置入院の解除・退院から通院に至る過程で警察を含む関係行政機関と医療機関等によるネットワークを構築し、措置入院者に対する情報を共有し、措置入院者が退院後に継続的な医療等を確実に受けるよう、監視・指導を行う等というものであったため、同法案改正に反対する意見書を提出しました。



# 2017年度 事業計画承認の件（第3号議案）



## 声をきく

### 個別相談活動

「声をきく」ことを重要な価値観の一つとして、精神科病院入院者への個別相談（手紙、電話及び面会）を実施する。

中長期的な計画をもって精神科病院入院者への面会活動を拡充するための基盤整備事業に着手する。（日本財団助成事業）



## 社会をかえる

### 精神医療及び精神保健福祉に関する政策提言活動

-  強制入院制度の抜本的な見直し
-  精神医療を治安目的として利用する精神保健福祉法「改正」の廃案
-  心神喪失者等医療観察法の廃止
-  安易な意思決定支援システムではなく、権利擁護システムの実現
-  精神科病院への入院者に対する「重度かつ慢性」の基準策定に反対する
-  医療法施行規則第10条3「精神病患者は精神病室ではない病室に入院させないこと」の削除



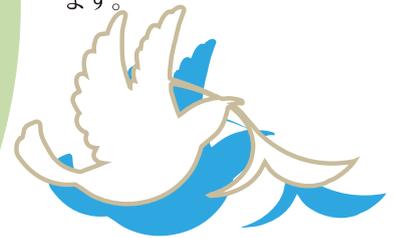
## 扉をひらく

### 精神科病院への訪問活動・情報公開

- ・療養環境サポーター制度（大阪府精神科医療機関療養環境検討協議会事業）に参加し、訪問活動を実施する。
- ・大阪府立精神医療センター医療観察法病棟への訪問活動を実施する。

## 事業の概要

2017年度も、(i) 精神科病院に入院する方々への個別相談（手紙、電話及び面会）、(ii) 精神科病院への訪問活動・情報公開及び (iii) 精神医療及び精神保健福祉に関する政策提言活動を、3つの柱として事業を実施します。



政策提言活動による充実した発信のために、当センターのフェイスブックページの「いいね」、「シェア」をお願いします。



## 精神科病院入院者の面会活動を拡充するための基盤整備事業の目標

日本の精神医療において、長期入院や社会的入院の問題が解消されておらず、権利擁護システムが欠如している。そこで、入院患者への個別相談活動（手紙、電話及び面会）を行い、入院患者の権利行使を支援し、その権利を擁護する仕組みを提供することを目的とする。

## 基盤整備事業の目的

- ① 大阪府及び大阪府以外の地域にある精神障害者の権利擁護に関心のある団体との情報交換や交流を活性化させ、団体のノウハウ等を活用してもらうことにより各地域で個別相談ボランティアスタッフを育成し、個別相談に対応できる体制の構築を支援する。
- ② 個別相談により長期入院等の問題が解消された事例を積み重ね、情報収集・分析することにより、権利擁護活動の必要性を全国に向けて情報発信する。
- ③ 個別相談の具体的な活動内容、手順及び留意点等を整理し個別相談活動の質を向上させるノウハウ等を情報発信する。

## 2017年度 基盤整備事業の実施内容

- ① 面会活動拡充のための基盤整備の検討チームの実施
- ② ボランティアスタッフの養成講座の実施
- ③ 個別相談に関する事例検討会の実施
- ④ 強制入院制度の抜本的見直しに向けた権利擁護システム研究会の開催（4回）
- ⑤ 講演会の開催（5月、11月）
- ⑥ 人権センターニュースの発行（2か月に1回）



検討チーム・メンバーの集合写真

貸借対照表

(単位:円)

科 目	金 額
<b>I 資産の部</b>	
流動資産合計	5,257,853
固定資産合計	1
<b>資産合計</b>	<b>5,257,854</b>
<b>II 負債の部</b>	
流動負債合計	537,556
固定負債合計	0
<b>負債合計</b>	<b>537,556</b>
<b>III 正味財産の部</b>	
前期繰越正味財産	4,400,700
当期正味財産増減額	319,598
<b>正味財産合計</b>	<b>4,720,298</b>
<b>負債及び正味財産合計</b>	<b>5,257,854</b>

■ 2016年度事業会計活動計算書(第2号議案)及び2017年度事業会計活動予算書(第4号議案)の承認の件

活動計算書・活動予算書

(単位:円)

科 目	2016年度予算	2016年度決算	2017年度予算
<b>I 経常収益</b>			
1. 受取会費	2,289,000	2,488,000	2,871,000
2. 助成金	2,000,000	1,600,000	6,900,000
3. 受取寄付金	4,950,000	4,777,007	4,700,000
4. 事業収益	264,000	545,414	300,000
5. その他収益	500,500	591,499	0
<b>経常収益計 (A)</b>	<b>10,003,500</b>	<b>10,001,920</b>	<b>14,771,000</b>
<b>II 経常費用</b>			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	4,272,000	2,880,411	4,552,000
法定福利費	336,000	224,790	280,000
人件費計	4,608,000	3,105,201	4,832,000
(2) その他経費			
家賃・共益費	583,200	583,200	734,400
水道・光熱費	76,800	70,267	160,000
印刷費	627,600	779,312	1,082,000
通信・郵送費	312,000	372,080	518,000
交通費	612,000	774,814	2,046,000
会場費	210,000	212,747	345,000
会議費	42,000	34,143	50,000
諸謝金	170,000	229,025	1,060,000
資料・書籍等購入費	10,000	42,806	60,000
消耗品・事務用品費	84,000	141,131	150,000
諸会費	68,000	24,632	30,000
外注費	800,000	62,100	100,000
支払手数料	12,000	31,696	50,000
雑費	0	4,060	10,000
減価償却費	1	0	0
その他経費計	3,607,601	3,362,013	6,395,400
事業費計	8,215,601	6,467,214	11,227,400
2. 管理費			
(1) 人件費			
給料手当	597,600	631,534	648,000
法定福利費	184,000	56,261	193,000
福利厚生費	70,000	104,167	120,000
人件費計	851,600	791,962	961,000
(2) その他経費			
家賃・共益費	145,800	145,800	183,600
水道・光熱費	19,200	17,567	40,000
印刷費	14,400	56,872	30,000
通信・郵送費	72,000	78,130	82,000
交通費	78,000	139,256	88,000
資料・書籍等購入費	15,000	0	0
消耗品・事務用品費	72,000	82,652	120,000
租税公課	0	1,080	3,000
諸会費	27,000	50,790	40,000
設備・備品費	0	42,268	60,000
外注費	97,200	0	0
広告宣伝費	0	600,000	700,000
業務委託費	0	780,000	720,000
顧問報酬料	224,400	270,000	300,000
支払手数料	60,000	90,350	80,000
雑費	60,000	68,381	60,000
その他経費計	885,000	2,423,146	2,506,600
管理費計	1,736,600	3,215,108	3,467,600
<b>経常費用計 (B)</b>	<b>9,952,201</b>	<b>9,682,322</b>	<b>14,695,000</b>
<b>当期正味財産増減額 (A)-(B)</b>	<b>51,299</b>	<b>319,598</b>	<b>76,000</b>
<b>前期繰越正味財産額</b>	<b>4,400,700</b>	<b>4,400,700</b>	<b>4,720,298</b>
<b>次期繰越正味財産額</b>	<b>4,451,999</b>	<b>4,720,298</b>	<b>4,796,298</b>

強制入院制度の抜本的見直しに向けた権利擁護システム研究会の開催

コーディネーター：竹端寛さん  
(山梨学院大学教授)



《メッセージ》

強制入院は、「させられる側」にとって屈辱的な体験です。また「させる側」にとっても、出来れば避けたい体験です。そんな誰も望まない強制入院が、今の日本で13万人以上になされています。世界では強制入院の最小化が大きな流れになっているにもかかわらず、そこには個人の病状に矮小化出来ない、様々な社会的要因や課題が渦巻いています。この研究会では、強制入院の現実を知り、それが本当に必要かを問い、強制入院以外で出来る方法はないかを捉え直し、強制入院の最小化に向けた抜本的見直しの方法論を模索しようと考えています。現実を直視し、変える為の方法論を考え合い、何らかの提言に結びつけられたら、と願っています。

\*この研究会については、ウェブサイトやフェイスブック等で2017年5月12日～5月20日、告知を行い、参加者を募集しました。

# 活動の継続と充実に向けて ～今後とも、ご支援、ご協力をよろしくお願いします～

認定NPO大阪精神医療人権センター理事(財務担当)

細井 大輔

## 1 当センターの財政基盤の中心は 支援者の皆様による会費や寄付です

当センターは、①精神科病院に入院中の方々への個別相談(投書、電話及び面会)を行い、②精神科病院への訪問活動及び③安心してかかれる精神医療を実現するための政策提言活動を行っていますが、これらの活動の財政基盤の中心は支援者の皆様からの「**会費**」と「**寄付**」です。

支援者の皆様からの「**会費**」や「**寄付**」がなければ、活動を維持し、充実させることはできません。

現状では、当センターの財政基盤はまだまだ貧弱であり、活動費用の不足部分に関して助成事業により補填していますが、助成事業は毎年保証されているわけではありません。また、助成事業により、その活動に要する費用も増加するため、「助成事業」=「財政基盤の安定に直結するもの」ではありません。

中長期的な計画をもって、当センターのビジョン(目的)の実現に重点的に取り組むためには、助成事業のみに依存せず、支援者の皆様の支援による充実した財政基盤の構築を目指す必要があります。

## 2 当センターの主な支出(活動費用)

### (1) 活動費用

当センターの財源のうち、主な支出は個別相談、訪問活動及び政策提言活動のために要する活動費用です。

### (2) 個別相談に必要となる費用

個別相談の数は年々増加しており、この増加に伴い対応する事務局の人員の確保や交通費(1回およそ2,000～4,000円・2名分)が必要となります。当センターには、毎日のように面会に来てほしいという声が届いています。

一人でも多くの人々に面会に行けるように十分な財源を確保する必要があります。

### (3) 訪問活動に必要となる費用

精神科病院への訪問活動(療養環境サポーター制度・大阪府精神科医療機関療養環境検討協議会事業)では、当センターは重要な作業を担っていますが、大阪府等から委託費用の支払はありません。この訪問活動を継続するために、十分な財源を確保する必要があります。

### (4) 政策提言活動に必要となる費用

政策提言活動では、精神保健福祉法改正や医療観察法の反対のために開催される東京集会に参加するための交通費や宿泊代が必要となります。また、当センターが主催するシンポジウムや講演会の開催のために、会場代・講師の方への謝礼・交通費・チラシ作成費用・資料印刷代が必要となります。当センターの意見や考え方を社会に向けて発信するためにも十分な財源を確保する必要があります。

■ 2016年度に開催した講演会等



## 3 活動の土台を支える事務局職員が存在

もちろん、当センターの活動の充実のためには、この活動の土台をしっかりと支える事務局職員が必要不可欠であり、そのための人件費を確保しなければなりません。財政上の理由により、2015年4月から常勤職員が2名から1名となってしまう、今後も活動を維持し、充実させるためには、充実した人員体制を構築しなければなりません、財政的に、まだまだ十分な余裕はありません。

## 4 人権センターニュースやウェブサイトのリニューアルした理由

当センターでは、2016年度に人権センターニュースやウェブサイトのリニューアルを実施しましたが、これは財政的に十分な余裕があったからではありません。当センターの財政基盤は支援者の皆様による会費や寄付であり、当センターの活動内容を支援者の皆様にしっかりと届けたいという思いから、厳しい財務状況、人員体制でありながらも、助成事業等を活用することにより、実施しました。繰り返しになりますが、当センターの財政基盤はまだまだ貧弱です。

もっとも、皆様のおかげで、2016年度の事業報告のとおり、たくさんの成果を残すことができました。この成果は、皆様のもとにしっかりと届いていますでしょうか？限られた人員、かつ、財源の中で当センターは活動しており、まだまだ不十分だという声もあるかもしれません。

当センターの活動を皆様のもとへしっかりと届けるために、ご意見等がありましたら、是非、ご連絡ください。

## 5 支援者の皆様へ

障害者権利条約が批准され、障害者差別解消法が施行されても、日本の精神科病院の中では、まだまだ変わらない現状がたくさんあります。日本の精神医療を変え、障害の有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせる社会の実現に向けて、当センターが取り組むべき課題はたくさんあります。

これからも、精神障害者の人権擁護活動に関心のある多くの市民がより参加しやすい団体となることを目指し、多数の方々のご参加、ご賛同、ご支援を呼び掛けていきたいと思っておりますので、今後とも、ご支援をよろしくお願い致します。



■ 2016年度の人権センターニュース

■ リニューアルしたウェブサイト

### 新規会員 & 特別協力会員 大募集



当センターは、1985年に当事者・家族・医療福祉従事者・弁護士・市民を中心に設立され、「声をきく」、「扉をひらく」、「社会をかえる」を重要な価値観として、精神障害者の権利擁護活動とともに、障害の有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせる社会の実現に一歩でも近づけるように活動を継続してきました。

当センターの財政的基盤の中心は、当センターの目的（ビジョン）に共感し、その実現を期待する支援者の皆様からの会費や寄付です。

当センターの活動の継続及び充実のために、是非、当センターの会員となっていただくようお願い申し上げます。

### 特別協力会員

今年度32周年を迎えることを踏まえ、2017年4月1日から2017年7月31日までに、**先着3名様まで限定**で

- A 10,000円/年**
- B 30,000円/年**
- C 50,000円/年**

1 新規会員として特別協力会員A、B又はCのいずれかに申し込まれた方

2 既存会員の方のうち、賛助会員から特別協力会員に移行される方

は、特典1、2又は3のいずれかをお渡ししますので、是非、この機会に特別協力会員にお申し込みください。



ご不明な点等があれば、お気軽に、  
①電話 (06-6313-0056)、②ファックス (06-6313-0058) 又は  
③Eメール (advocacy@pearl.ocn.ne.jp) にて、事務局 (上坂【こうさか】又は藤村) まで、お問い合わせください。



いずれか1つをお選び下さい。

特典1 2016年度の人権センターニュース (合計6冊)

又は(O/R)

特典2 DVD・別冊資料「精神医療と権利擁護」(2016年発行・5000円)

又は(O/R)

特典3 病院訪問記「扉よひらけ7」(2015年発行・2000円)

### 申込方法

検索 大阪府障害者人権センター



当センターのホームページ (<https://www.psy-jinken-osaka.org/>) の「お知らせ」の記事 (新規会員&特別協力会員 大募集【2017年4月1日～2017年7月31日】) から、お申し込みください。

なお、上記ホームページ以外のお申し込みについては、お手数をおかけしますが、申込用紙を郵送させていただきますので、電話 (06-6313-0056)、ファックス (06-6313-0058) 又はEメール (advocacy@pearl.ocn.ne.jp) にて、①特別協力会員を希望していること、②氏名、③住所、④電話番号、⑤希望する特典内容を事務局 (上坂【こうさか】又は藤村) までお知らせください。

## Q 会員になると、どのようなメリットがありますか？

### A 以下のようなメリットがあります。

- ① 人権センターニュースの送付 (年6回)
- ② メルマガ配信 (1か月に1回から2回)
- ③ 総会、講演会、セミナー等に関する情報提供
- ④ 一部の書籍・DVDの会員割引
- ⑤ 個別相談等の当センターのボランティア活動の参加に関する情報提供

# 入院患者さんの声

入院して3ヶ月たつが退院の話が全くない。退院したい。主治医に退院について聞いても「まだまだ」と言うだけ。

通院先の主治医から服薬調整の入院を勧められた。前に入院した時、看護師に無視されたり嫌な思いをしたので、入院したくない。でも、しんどい。どうしたらいいでしょうか。

### 家族の声

病院は薬を出し、OT（作業療法）だけしておけばいいと考えているのではないか。

掲示板のポスターを見て電話している。入院して1ヶ月は任意入院だったのに医療保護入院に変わった。今まで20数回入院している。面会来てほしい。

### 家族の声

最近、腰に注射を打たれているようだ。調べると副作用のことも書かれていた。身体的な病気もあるので、きちんと検査してほしいと言うと「高度な医療を求めるなら転院してもらってもいい」と言われた。ワーカーに相談しても先延ばしでどこに相談していいのかわからない。ただ、説明をして欲しいだけ。主治医の診察の時に同席することもなかなか調整してくれない。

### 家族の声

総合病院の精神科に入院しているが、「1ヶ月ほどたつたので〇〇病院に転院するように」と言われた。他科のリハビリが必要なので、他の総合病院がいいが、「ここしかない」と言われている。病院にすすめられるところに転院するしかないのか？

### お手紙

隣のベッドの人のポータブルトイレが横にあるから大の時は臭ってくる。この病院では暖房がよくきいている。エレベーターもあって移動が楽。OTも楽しんでいる。でも、編み物は「かぎ針は、もしものがあれば危険」ということで使えない。グループホームに行きたい。グループホームに移ったら会いに来てほしい。それまで忘れないでね。



2017年2月～年3月のお電話等

どなたでも申し込みます。

## 特別協力会員 大募集

### 特別協力会員

- A** 10,000円/年
- B** 30,000円/年
- C** 50,000円/年

ご寄付も受け付けています。



**検索** 大阪精神医療人権センター  
<http://www.psy-jinken-osaka.org/>

### 認定 NPO 大阪精神医療人権センターの目的

精神医療および社会生活における精神障害者の人権を擁護する活動を行うとともに、それを通じて精神障害者に対する社会の理解を促進し、障害の有無にかかわらず、人間が安心して暮らせる社会に一步でも前進させるべく貢献することを目的とする

**1** 声  
を  
き  
く  
患者さんの訴えを聞き、病院に伝えることを支援する

**2** 扉  
を  
ひ  
ら  
く  
精神科病院を開かれたものにする

**3** 社  
会  
を  
か  
え  
る  
安心してかかれる精神医療を実現する

